

## 川口市生産緑地地区における行為制限解除に伴う緑化奨励補助金交付要綱

令和5年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市緑のまちづくり推進条例（平成11年条例第54号）第12条の規定に基づき緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、生産緑地地区の行為制限解除に伴う宅地化に際し、緑の創出を伴う良好な宅地開発を行う者に対する補助金を予算の範囲内において交付することについて、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、緑地の保全優先度の高い区域内にある生産緑地地区の行為制限を解除した土地等における最初に行う開発行為等の区域において、建築に伴う緑化を行う者とする。

なお、緑化を行う土地の所有者と建築物の所有者が異なる場合は、当該土地所有者の承認を得た場合に限る。

2 前項の定めにかかわらず、次に掲げる者については補助の対象者としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) 川口市緑のまちづくり推進条例（平成11年条例第54号）、川口市緑のまちづくり推進条例施行規則（平成12年規則第19号）、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和54年埼玉県規則第72号）の緑化指導の基準の範囲内として緑化を行う者
- (3) 他の制度により同様の補助を受け、又は、受けようとする者
- (4) 建築基準法その他の法令、条例等に違反する建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
- (5) 市税（市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税）を滞納している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助の対象となる事業)

第3条 緑化を行う場合にあっては、次に掲げる要件をすべて満たすものを補助金の交付の対象とする。

- (1) 補助金を申請する年度の2月末までにすべての手続きを完了できること。
- (2) 補助を受ける建築物を第三者へ販売する場合、市から受けた補助金相当額を差し引いて販売すること。
- (3) 周辺景観の向上に資するよう緑化を行うこと。
- (4) 市内業者(本市内に本社又は本店を置く事業者をいう。)を利用して緑化を行うこと。
- (5) 令和9年度までに完了すること。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる緑化に要する経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 植栽する樹木・多年草の購入経費、用土又は土壌改良材、支柱、植栽基盤、灌水設備その他の緑化に必要な材料費及び施工費とし、縁石、ブロックその他の工作物等の設置に係る費用は、含まない。
- (2) 消費税は、経費に含むものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の表のとおりとする。

なお、市長が別に定める緑化面積の算定方法及び植栽の基準に準じ、敷地面積に対して10%以上緑化を行う場合につき、表中の単価を倍とする(複数の建築物の建築を行う場合は各建築敷地で判断する)。ただし、法令等により緑化の指導等を受ける場合は、その基準に加えて10%を超えて緑化を行った場合を対象とする。

区 分	補助金額の上限
樹高2メートル以上の樹木	1本あたり25,000円
樹高1メートル以上の樹木	1本あたり15,000円
樹高0.3メートル以上の樹木	1本あたり2,500円
その他の樹木・多年草	1株あたり250円

備考

- (1) 緑化に係る所要経費が表中の金額未満の場合は所要経費の額を補助金額とする。
- (2) 延長又は面積の算定の結果、0.1平方メートル未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 補助金の額は100円未満の金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて工事を着工する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、緑化計画図（平面図、植栽図等）、緑化面積求積図、緑化工事内訳を含む所要経費見積書の写し（複数の建築物の建築を行う場合は建築物ごとの所要経費がわかる書類）及び現況写真
- (2) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により、申請に係る緑化が第3条に定める要件に適合すると認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(交付の決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し様式第2号

の通知書により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた緑化の計画の変更又は中止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、様式第3号の申請書を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請者は、緑化が予定の期間内に完了しないとき又は緑化が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(軽微な変更)

第10条 この要綱において、川口市補助金等交付規則第10条第1項の市長の定める軽微な変更とは、第4条に規定する経費に係る事業内容等の変更であって、交付決定をした額に変更を生じないもの、補助対象経費の減少により交付決定額が減額となるものをいう。

(完了報告)

第11条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた緑化が完了したときは、速やかに様式第4号の報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、緑化竣工図（平面図、植栽図等）、緑化面積求積図、費用の支払い領収書の写し又は支払を証明する書類（複数の建築物の建築を行う場合は建築物ごとの費用がわかる書類）及び竣工写真
- (2) 前号に掲げるものの他市長が必要とする書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定により完了の報告を受けたときは、書類の審査及び実地調査を行い、完了した緑化が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号の通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた申請者は、様式第6号の請求書に当該通知書の写しを添えて、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、速やかにこれを交付するものとする。

(緑化完了後の管理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る緑化を完了した後5年間はこれを維持するものとし、当該緑化等の保護と育成に努め、景観及び環境に配慮し適正に管理を行わなければならない。当該補助を受けて緑化を行った敷地にある建築物の所有者に変更があった場合には本規定を引き継ぐものとする。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対して、必要な報告をさせ、又は職員に交付対象となる緑化について調査させることができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき、又は完了した後5年以内に当該緑化等を処分したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。